

第 70 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表機械試験・機械加工設備の項中「3,470円」を「3,490円」に改め、同表電気試験・電気加工設備の項中「1,850円」を「1,860円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県産業技術センターの設備使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。